

新潟県条例第14号

新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例

新潟県河川法施行条例（平成11年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前				
(流水占用料等の額)				(流水占用料等の額)				
<p>第5条 法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者は、次の各号に掲げる流水占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額の流水占用料等を納めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発電水利使用料 別表第2の基準により算出した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の流水占用料（水面使用に係るものに限る。）及び土地占用料の額は、別表第1の基準により算出した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>				<p>第5条 法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者は、次の各号に掲げる流水占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額の流水占用料等を納めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発電水利使用料 別表第2の基準により算出した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の流水占用料（水面使用に係るものに限る。）及び土地占用料の額は、別表第1の基準により算出した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>				
別表第1 （第5条関係）				別表第1 （第5条関係）				
種 類	細 目	単 位	料 金	種 類	細 目	単 位	料 金	
1 流水占用料	(1) 鉱工業用水水利使用	毎秒0.01立方メートル	年額 <u>45,160円</u>	1 流水占用料	(1) 鉱工業用水水利使用	毎秒0.01立方メートル	年額 <u>44,250円</u>	
	(2) その他の水利使用	〃	〃 <u>6,850円</u>		(2) その他の水利使用	〃	〃 <u>6,710円</u>	
	(3) (略)	(略)	(略)		(3) (略)	(略)	(略)	
(略)				(略)				
3 土石採取料 その他の河川産出物採取料	(1) 土石採取料 ア 石	1立方メートル	<u>160円</u>	3 土石採取料 その他の河川産出物採取料	(1) 土石採取料 ア 石	1立方メートル	<u>155円</u>	
	(イ) 長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの				(イ) (略)			(略)
	(ウ) 長径				〃			<u>120円</u>
					(ウ) 長径	〃	<u>115円</u>	

	径45 センチ メートル 以上60 センチ メートル 未満の もの (エ) 長	〃	<u>3,610円</u>		径45 センチ メートル 以上60 センチ メートル 未満の もの (エ) 長	〃	<u>3,530円</u>
	径60 センチ メートル 以上90 センチ メートル 未満の もの (ウ) 長	〃	<u>7,230円</u>		径60 センチ メートル 以上90 センチ メートル 未満の もの (ウ) 長	〃	<u>7,060円</u>
	径90 センチ メートル 以上 120 センチ メートル 未満の もの (カ) 長	〃	<u>7,230円</u> に長径 が120センチメ ートルを超える 15センチメート ルまでごとに <u>723円</u> を加算し た額		径90 センチ メートル 以上 120 センチ メートル 未満の もの (カ) 長	〃	<u>7,060円</u> に長径 が120センチメ ートルを超える 15センチメート ルまでごとに <u>706円</u> を加算し た額
イ	砂利	1立方 メート ル	<u>180円</u>		砂利	1立方 メート ル	<u>175円</u>

	ウ	かき	〃		<u>160円</u>		ウ	かき	〃		<u>155円</u>
		込み砂						込み砂			
		利						利			
	エ	土砂	〃		<u>140円</u>		エ	土砂	〃		<u>135円</u>
	オ	(略)	(略)	(略)			オ	(略)	(略)	(略)	
	(2)	(略)		(略)			(2)	(略)		(略)	
備考 (略)						備考 (略)					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後における流水の占用等に係る流水占用料等について適用し、同日前における流水の占用等に係る流水占用料等については、なお従前の例による。